

平成14年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
3月11日(月)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第1号)	7
○日程第5、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件(議案第2号)	7
○日程第6、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件(議案第3号)	26
○日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の再任用に関する条例制定の件(議案第4号)	30
○日程第8、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第5号)	31
○日程第9、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第6号)	31
○日程第10、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件(議案第7号)	32
○日程第11、閉会中の事務調査について	34
○日程第12、一般質問	34
○議長のあいさつ	42

○管理者のあいさつ	4 2
○閉会の宣告	4 3

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第2号

平成14年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成14年2月12日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成14年3月11日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成14年3月11日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (14名)

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君	
3 番	田	原	教	善	君	4 番	高	沢	良	夫	君	
5 番	山	田	吉	徳	君	6 番	長	井	昭	夫	君	
7 番	塘	永	真	理	人	君	8 番	松	村	和	子	君
9 番	井	上	勝	司	君	10 番	西	村	武	次	君	
11 番	中	島	常	吉	君	12 番	榊	原	京	子	君	
13 番	高	橋	信	次	君	14 番	藤	原	建	志	君	

不応招議員 (なし)

平成14年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成14年3月11日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第1号）

(2)議事説明者について

日程第4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第1号）

日程第5、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件（議案第2号）

日程第6、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件（議案第3号）

日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の再任用に関する条例制定の件（議案第4号）

日程第8、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第5号）

日程第9、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第6号）

日程第10、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件（議案第7号）

日程第11、閉会中の事務調査について

日程第12、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	田	原	教	善	君	4番	高	沢	良	夫	君	
5番	山	田	吉	徳	君	6番	長	井	昭	夫	君	
7番	塘	永	真	理	人	君	8番	松	村	和	子	君
9番	井	上	勝	司	君	10番	西	村	武	次	君	
11番	中	島	常	吉	君	12番	榊	原	京	子	君	
13番	高	橋	信	次	君	14番	藤	原	建	志	君	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊	利		仁	君	副管理者	品	川	義	雄	君
収入役	池	畑	勝	一	君	監査委員	菅	沼	明	之	君
事務局長	吉	田	勝	己	君	事務局次長 兼総務課長	柳	沢		弘	君
事務局次長	山	崎	邦	治	君	事務局次長 兼管理課長	中	河		渡	君
業務課長	浅	見	邦	男	君	建設課長	岩	上	達	志	君
水処理一 センター 所長	金	子	久	夫	君						

事務局職員出席者

書記	岡	安	文	雄		書記	森	田	進	一
書記	新	井	邦	男		書記	高	山		淳

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高沢良夫君) 現在の出席議員14人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成14年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

○議長(高沢良夫君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成14年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会にご案内申し上げましたところ、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合の発展のため、まことに喜ばしい次第であります。

本日は、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を初め重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますことをお願い申し上げます。簡単ではありますが、ごあいさつといたします。



◎管理者のあいさつ

○議長(高沢良夫君) 管理者よりごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者(伊利 仁君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成14年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、両市とも議会開会中という極めてご多用の中、ご健勝にて全員の方のご出席を賜り、新年度予算を初めといたしまして、各種重要案件のご審議をいただきますことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も残すところわずかとなりましたが、各種事業もおおむね順調に推移しておりますが、引き続き快適な生活環境の整備を図るため、下水道の整備普及に努めてまいるとともに、下水道施設の維持管理にも万全を期していく所存でありますので、議員各位並びに関係皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を初め、いずれも重要案件でございます。何とぞ慎重ご審議の上、適切なお結論をいただきますように心からお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

本日は、何とぞよろしくお願い申し上げます。

◇

◎議事日程の報告

- 議長（高沢良夫君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。
高山書記。
- 書記（高山 淳君） （議事日程朗読）

◇

◎会議録署名議員の指名

- 議長（高沢良夫君） ただいまから本日の議事に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、
12番 榊原京子 議員
13番 高橋信次 議員
を指名いたします。

◇

◎会期の決定

- 議長（高沢良夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
今期定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声〕
- 議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。
よって、平成14年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

- 議長（高沢良夫君） 日程第3、諸報告をいたします。
監査委員から、平成13年11月、12月及び平成14年1月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高沢良夫君） 日程第4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について提案の理由を申し上げます。

人事院は昨年、期末手当の支給月数を0.05カ月分引き下げることとする内容の勧告を行ったところであります。

本組合におきましては、従来どおり人事院勧告を尊重するとともに、国を初め他団体との均衡を考慮し、国に準じて実施したところであります。坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員の期末手当につきましては、構成市並びに近隣の一部事務組合との均衡を考慮し、年間の期末手当につきまして、支給割合を0.05カ月分引き下げ、実施しようとするものであります。

なお、この条例の施行による、単年度当たりの改定に伴う削減額は、総額で約1万2,000円と見込んでおります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高沢良夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高沢良夫君） 日程第5、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件（議案第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第2号 平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件について提案の理由を申し上げます。

新年度の予算編成に当たりましては、厳しい経済情勢の中、構成市の限られた財源と財政状況を考慮し、下水道事業の効率的、効果的な事業の執行に努め、下水道事業計画に基づき各種事業を推進するために必要な経費につきまして、通年予算として措置した次第であります。

本組合の財政を取り巻く厳しい環境を十分に勘案した結果、総額につきましては、前年度比5.5%減の40億7,700万円の予算として編成したところであります。

初めに、歳出の内容につきまして申し上げますと、本組合運営費として議会運営に要する経費、総務費関係では庁舎の耐震工事費、庁内情報システム機器借上料を計上するとともに、庁舎管理に要する経費、その他人事、財務管理等に要する経費を計上しました。

事業費につきましては、公共下水道事業のうち建設費として管渠の污水脚折第1幹線工事を実施するとともに、坂戸市関間、鶴ヶ島市大字上広谷、五味ヶ谷地区等の面整備を行う予定であります。

公共下水道維持管理費につきましては、北坂戸、石井水処理センターの運転操作委託、設備の改修工事等、管渠補修等に必要な経費を計上し、維持管理に万全を期することといたしました。

都市下水路事業につきましては、大谷川都市下水路建設事業として、築造工事を圏央道重複部分及び東武鉄道横断部分の工事委託費を計上するとともに、維持管理費として、大谷川、飯盛川都市下水路の管理業務委託等の必要な経費を計上しました。

地域し尿処理施設費といたしましては、西坂戸、星和若葉台の污水処理施設維持管理に必要な経費を計上し、維持管理に万全を期するものであります。

公債費につきましては、対予算額に対して39.4%、前年度より2.0%の増となっております、平成14年度末の現在高見込額は175億4,777万9,000円となる見込みであります。

以上、組合同規約に基づく都市計画事業、地域し尿処理施設管理事業について、必要最小限の配分を行ったところであります。

次に、これらに見合う財源といたしましては、組合同規約に基づき各事業費に係る経費について、組合負担金条例等及び川越市、都市基盤整備公団、坂戸、鶴ヶ島水道企業団との協定に基づき措置し、公共下水道、都市下水路事業建設費財源につきましては、国庫補助事業の交付基準、組合債につきましては、公共下水道事業及び都市下水路事業にかかわる県の許可指導基準により財源を措置しました。

さらに、繰入金につきましては、構成市の財政状況を勘案の上、その取り扱いについて協議を行い、下水道整備基金により調整することとしました。

維持管理費の財源につきましては、受益者負担の原則から使用者からの公共下水道、地域し尿処理施設使用料を前年度実績を勘案し計上したところであります。

以上、歳入歳出の大要について申し上げますが、いずれも各種事業を推進する上で真に必要な経費で

あり、予算執行に当たりましては、関係機関との折衝に努力いたすとともに、計画的な運用を図り、常に行政運営の合理化、職員の適正配置等を考慮し、公務能率の向上に努めていく所存であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高沢良夫君） これより本案に対する内容説明を求めます。

歳入及び歳出に係る説明を求めます。

最初に、柳沢事務局次長。

○事務局次長（柳沢 弘君） （内容説明）

○議長（高沢良夫君） 次に、岩上建設課長。

○建設課長（岩上達志君） （内容説明）

○議長（高沢良夫君） 次に、金子水処理センター所長。

○水処理センター所長（金子久夫君） （内容説明）

○議長（高沢良夫君） 続いて、中河事務局次長。

○事務局次長（中河 渡君） （内容説明）

○議長（高沢良夫君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。議案第2号 平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算につきまして質疑を行います。

まず最初に、3ページ、ただいまご説明はございましたけれども、今回大谷川都市下水路築造工事委託事業といたしまして、大谷川の都市下水路を大宮国道に委託して2年計画の事業で行うと。圏央道との整合性を図るということでございますけれども、委託をすとなりますと、やはり当組合の直轄ではないためにいろんな支障が生じるということが、往々にしてこういう委託事業では今まであったわけですが、今回こうした委託発注するに当たっても、こちら側として、例えば工事の入札のチェック、あるいは工事の管理チェック、そうしたことがどのようにやっていかれるのかということは、市民にとっても非常に重要な内容でございます。それが一つです。

また、工事の築造に当たる中身ですね。今まで私も一般質問で随分やってまいりましたけれども、自然を残した下水道づくりというのも非常に大事になってきておりますが、今回は圏央道が通過するために、こうした工事をやらなくてはならないということで、一定の問題も残ろうかと思いますが、工事内容です。

それから、もう一つの問題は、こうした工事をやるに当たって、予算の問題は全部債務負担行為ということで計上されているわけですが、これは圏央道絡みで、こういう工事をしなくてはならないということですので、国の補助金、県の補助金、当組合の負担金というのは少なくて済むと。本来なら全額国が出すのかなというふうに思っていたのですが、債務負担行為を計上しているということですので、恐らく全額国から戻ってくるのかもわかりませんが、そうした予算の中身についてお伺いしておきたいと思えます。予算の歳入の中身です。

次の質疑に入ります。10ページの2款使用料及び手数料の中の下水道使用料でございます。下水道も大分普及してまいりまして、今年度も歳入の増額を見込んでいるわけですが、この下水道使用料は、

毎回決算におきまして支払われないということもあるわけです。こうしたものを見込んだ使用料というのが、ここに一定程度予算の中で、そういうものを見ているのかどうなのか、予算計上するに当たって。見ているとすると何%見ているのか、その点について伺いたいと思います。

また、減免問題もありますけれども、生活保護世帯とか、さまざまところは当初から負担ということでやっておりますけれども、その点はどのぐらい市町村で見ているのかということについてお尋ねしておきます。

次に、12ページなのですけれども、これはほかにもありますけれども、組合の預金利子ということで、組合でも預金が多量ありまして、基金も積み立てております。この問題で私今一番ひっかかっているのは、両市ともそうした質疑はあったと思うのですが、あさひ銀行と大和ホールディングスの経営統合があります。この問題で「あさひ」という名前が消えてしまうのではないか。これは吸収合併みたいなものかなというふうに思ったのですけれども、この点をどういうふうに当組合は、組合の基金とか預金を守っていかれるのかということで、各銀行への配分をしているのではないかとはいえますが、そうした積立金の配分内容。また、破綻先というか、RCC送りという問題について、債権を順次売却していくというようなこともありまして、結果的には中小企業がRCC送りになる可能性というのが大きいのと思うのです。この下水道組合の事業をやっておられる企業にとっても、これは深刻な問題なのですが、こうした状況を掌握しているかどうかということについてお尋ねしておきたいと思います。

次に、歳出に移らせていただきます。歳出につきましては、議会の中の問題で、先ほど全協でも出たのですが、私も一般質問で取り上げさせていただいております組合議員の報酬費用弁償等の支給廃止ということで、市民の間から、今こういう厳しい中で広域行政についての批判が高まっております。今年度計上しておりますが、こういう文書を受けたり、あるいは一般質問を受けまして、今まで各組合とも検討していくのだというようなご答弁いただいておりますので、そうした検討はどのようになされて今回の予算計上になったのかということについてお尋ねしておきたいと思います。

また、14ページの総務費の方では、情報公開制度もずっと要求してまいりました。平成15年度実施ということで、本来は、この回答を見ますと、平成14年度条例制定に向けて検討してまいりたいというふうに書いてあります。ですから、恐らく平成14年度は実施という年度に当たるとは思うのですが、若干費目とかの計上、あるいはどのような内容でやっていかれるのかということについてお尋ねしておきたいと思います。

あと、22ページの13節委託料の先ほどご説明いただきましたが、都市下水路管理等業務委託料で、草刈りは別として年6回の管理をするというふうには聞いたのですけれども、この中身が問題なのです。今年度は、こうした都市下水路の管理はどのような内容で行われているのかということについてお尋ねしたいというふうに思います。

最後に、27ページなのですけれども、債務負担行為が見込まれておりまして、総額175億4,777万9,000円ですか、非常に多額の債務負担行為になっておりまして、今この不況の中で大変厳しいというふうに思われます。そういう中で、今年度は狭間ということで計画は少ないわけですけれども、平成14年度でしたよね、平成8年を7年間延長して平成15年でしたっけ、計画ができておりますが、今後やはりこうした築造に当たっても、下水道事業が大変厳しくなってくるということで、こうした債務負担の今後の返済と予測

の問題、あるいは新市街地の関連では、人口の張りつきが非常に少ない中で先行投資しているわけですが、こうした関連での内容についてお伺いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答え申し上げます。

まず、総務関係に関連しているところの部分でございますけれども、まず最初に大谷川の都市下水路の債務負担の財源の関係でございますけれども、財源につきましては、予算書の27ページの一番下に債務負担行為11億円の財源内訳が記載されてございます。国費4億4,000万円、地方債3億3,000万円、一般財源3億3,000万円ということで、そのような形の財源を充てることになっております。

それから、組合預金利子の関係でございますけれども、組合預金利子につきましては、ペイオフの関係もあるかと思っておりますけれども、組合としては現在の基金、あるいは歳計現金、これらの運用につきましては、坂戸市の収入役さんは下水道組合の収入役さんを兼ねておりますので、市の方の研究会、あるいはそれらの中に参加させていただいておりますし、今後当面向こう1年は普通預金等で対応していくのが、県等の指導等もありますけれども、今後県、あるいは市の動向等を見ながら情報の収集に当たっていきたくと思っております。

次に、報酬の関係でございますけれども、この費用弁償については、前回もお話が出ましたけれども、現行の条例につきましては費用弁償が定められておりますし、今後ほかの事務組合等の関係もございまして、一応現況におきましては、現行条例どおり予算の方に計上させていただいております。

次の情報公開の関係でございますけれども、情報公開につきましては、平成14年度で条例を一応制定するというので答弁申し上げてきましたけれども、一部事務組合との現在打ち合わせを数回にわたってしておりますし、ファイリングシステム関係においても平成13年度で既に終わっております。これらによりまして、平成14年度に制定に向けて今準備をしているところでございます。

それから、最後の起債の関係でございますけれども、多分地方債の残高のことをお話しされたのかなと思うのですが、起債につきましては、現在組合といたしましても、下水道事業につきましては政府債、これは政府債といいますと、かなり率のいい資金でございまして、簡保資金、あるいは現在財政融資資金と、運用部資金という言葉がなくなりまして、財政融資資金というような資金でございまして、いずれにしても今後話が、大谷川、あるいは北坂戸の改修、石井の増設、それらを考えますと、今後起債のピーク時が、平成15年ごろに第1回のピークが来るのではないかと予想しております。

なお、起債については、全額裏負担が、45%が交付税算入ということになっておりますので、これらの起債は地方負担の裏財源ということでございますので、極力活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） それでは、都市下水路の委託関係、特に清掃の関係の内容ということでございましたので、ご説明申し上げます。

まず、都市下水路の管理、これにつきましては約7キロほどございます。その下水路内の流木、あるいは

はごみ等空き缶、あるいは自転車等の放置がございます。それらの除去、あるいは点検等に回っていただき、施設の損傷等の報告、こういうものを年6回やっていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 岩上建設課長、答弁。

○建設課長（岩上達志君） お答えいたします。

最初に、大谷川都市下水路の築造工事の委託の関係でございますが、大宮国道に委託する金額が5億2,000万円、それから東武鉄道については5億8,000万円。内容の工事の関係につきましては、大宮国道については築造工事と水利機能の補償の内容でございます。先ほどのご質問の中で、入札関係というふうなお話ございましたが、これにつきましては工事の委託でありますので、東武鉄道の下をボックスが通ると、その部分を東武さんに委託をするというふうな内容でございます。

なお、この東武鉄道と大宮国道への工事委託につきましては、工事委託の協定というふうなことで、締結する際に議会の方に議決事項として提案をするということになろうかと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、圏央道の水路関係のお話でございますが、それにつきましては圏央道の水路との整合性というふうなことがありますので、私の方でその水路をどういうふうにしるということではなくて、圏央道の考え方に沿った委託の内容でございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

今年度の下水道使用料の予算額でございますが、これは平成13年、今年度で97.5%が見込まれましたので、唯一の自主財源でございますので、危険性もある関係がありますので、97%徴収見込額として設定させていただきました。

それから、生活保護世帯の関係でございますが、構成市の担当の方に毎回確認をしているところでございますが、下水道使用料金については含まれているということで、そういう関係で組合としては解釈しております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再質疑を行います。

まず、3ページの大谷川都市下水路築造工事の委託でございます。委託協定を結ぶというのは、そのとおりだとは思いますが、この間の日本下水道事業団、思い起こしていただければ、私が毎回やっておりますので、ご存じのとおり、この日本下水道事業団の発注が余りにもずさんで、管理がなっていなかったのです。というのは、みんな明電舎に発注したら、すべてが合い見積もり程度の、そういう中身で、しかも答弁ができなかったのです、その当時。やっぱり委託してしまえば委託したでいいのか。しかし、この中身というのは、この当組合も3億近くお金を出すという、やっぱり市民の税金です。それをいいかげんな委託協定だけでやっていいかという、まあいいかげんとは言いませんけれども、本当につかんでいない委託協定をやっているのかというのも疑問に思ったのです。ですから、日本下水道事業

団での二の舞いを、もう一回東武鉄道が自分で工事するわけではないわけですよ。もちろん大宮国道もどうかわかりませんが、いずれにしても入札問題は、やっぱりシビアにきちっと管理してやっていくということが大事ではないのでしょうか。日本下水道事業団の反省をもとに、その点をしっかりと管理してもらいたいというふうに思いますので、やっぱりその監督をきちっとしてもらいたいと思います。

また、工事の中身は、お任せメニューみたいな今答弁いただいてしまったのですが、私どもはやはり今こうした大水が出て、みんな下にドーッと流れていかないうに自然を残した、やっぱりある程度の中身を、公共下水では全部できませんけれども、一定程度のものをつくってくれというような要求も最近ふえておまして、中身についても一定程度の注文をつけて工事委託していくと。それはもちろん圏央道によってルートは変更になりますけれども、それぐらいの主体性を持ってやってもらいたいのと、また事件や事故が起きないように管理責任も問うていくというような中身でやってもらいたいと思いますので、この点についてももう一度ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

次の問題です。消費税の問題につきましては、10ページの下水道使用料の中の消費税の問題につきましては全額の答弁がありませんでしたが、やっぱり消費税5%を見込んでどのぐらい予算というか、使用料に含まれているのか。また、逆に歳入として一定程度消費税対応として当組合にどのぐらい入るのかということもお伺いしたいと思います。使用料については97%設定ということですので、ほかの税金よりも高回収というのですか、使用料の回収ができるというふうには見られますが、やっぱりいろんな問題が想定されると思っていますので、使用料の回収には、前私も提起いたしましたけれども、大家さんとか、そういうところにも前もって入居するときにある程度の見積もりをしてもらってやっておいたらどうですかという提案をしたのですが、そういうことも考えて本年度の使用料の徴収に当たってもらいたいと思いますので、私よりずっと専門的で頭のいい人が多いと思いますので、いろいろ考えて、そういう問題はどうかというふうに当たっておられるのかと、今年度は。よろしくご答弁をお願いします。

次に、ペイオフ解禁の問題では、両市との話し合いという答弁をいただいたのですが、両市とも非常に不安定、当鶴ヶ島市も非常に不安定です。各銀行にどのぐらい積んでいるのかというのは聞けなかったのですが、やっぱり銀行に一つ一つ積んでおかないと危ないわけですよ。1行にだけ全部積んでしまえば危ないということが言われておまして、今回もこの中身を見ると非常に厳しいですよ。ですので、あさひ銀行が経営統合して「あさひ」という名前がなくなると思うのですが、一体ではあさひ銀行にどのぐらい預金し、各銀行にどういふふうにして、どうやって安全なのかを示してもらいたいと思うのです。今全部パッと出なければ、後で表にしても全議員に配ってもらいたいというふうに思いますので、ぜひご答弁をよろしくをお願いします。

また、企業の破綻懸念先を中心にRCC送りをすることについて答弁が出なかったのです。小川信用金庫のときにも相当なRCC送りを強制的にやられてしまって破綻に追い込まれたものもあるので、この点について当組合に関係する下水道の工事をしている人たちがどうなるのか。その辺もチェックしながら入札していかないと、また問題になろうかと思えますけれども、この点についても答弁をお願いしたいというふうに思います。

次に、組合の議会費の問題では、ほかの組合と話し合っていない、条例どおりやったのだというのはわかりますけれども、この努力をどういふふうにしてきたのかということが大事だと思うのです。議長

の方とも話し合っ、こういう問題は各組合とも話し合っ、精査していくということが大事だと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

総務費の方では、本年度情報公開については、平成14年度条例を制定して実施していくということでございましたので、これは公約ですので、ぜひ必ず。本当は平成14年度の当初からやってもらえるものだと思いますけれども、今年度条例を制定ですから、来年になるのかと思いますが、年度はいつごろから実施できるのか。具体的に実施する年度をご答弁をお願いしたいと思います。

あと、22ページの都市下水路の管理の問題ですが、7キロメートルのごみ、確かに大谷川、飯盛川などを、私も民間の会には入っているのですけれども、なかなか行けないのですが、結構なごみが流れているようでございますが、こういうごみの管理と同時に、やっぱり水質の問題も、いつも一般質問で出しておりますので、深くはあれしませんが、近所の人たちもみんな相変わらずユスリカと水質の問題は気になっているのです。本当に両市を流れる、小さな住宅地を流れるものですが、本当に安らぎの持てるような中身にどんどん作りかえていく必要があるという意味で、薬剤散布は今年はやらないとは思いますが、ほかの方法でやっていかれるのかどうか、これについて質疑をしたいと思います。

最後に、具体的に答弁は出ませんが、債務負担行為の問題は、一定程度平成15年度ごろピークを迎えるということで答弁いただきましたけれども、いわゆる年次計画を今年度見直すわけですよ。7年間の見直しで、この不況の中でどの程度の工事の計画書を、整備計画をどういうふうにつくっていくのかということの一つの懸案事項だったもので質疑をしているわけです。私の手元にはいずれにいたしましても平成15年度まで、平成14年度ですか、までなので、ほとんど完了するのではないかというふうに思いますけれども、計画の中身について、両市とどういうふうに話し合いを行っていくのかということでお尋ねしておきたいと思います。それに伴って平成15年ピークと言いましたけれども、額はどのぐらいに予定していますか、総額をどのぐらいに。

○議長（高沢良夫君） 岩上建設課長、答弁。

○建設課長（岩上達志君） お答えいたします。

委託の管理の関係でございますが、これにつきましては中間、あるいは完成時には立会確認をしたいと思いますふうに考えております。

それから、重複する水路の関係につきましては、設計協議が終了しておりますので、現在の設計で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

組合議員さんの報酬の件でございますが、一部事務組合でいろんな連絡を密にして会議を開催しております。したがって、問題提起につきましてはいたしますが、基本的には組合議員さんの問題であると認識しております。したがって、ぜひ組合の議員さん方々で今後ご協議をお願いしたいと考えております。

○議長（高沢良夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

情報公開の関係でございますけれども、予定といたしましては平成15年の3月の議会のときに提案する

予定であります。

それから、ペイオフ関係でございますけれども、あさひ銀行の関係でございますけれども、いわゆる経営統合ということで、4月1日からでございます。合併ということではなくて経営統合ということでございます。いずれにしても、現在組合の方で通常歳計現金といたしましては、年間を通して約3億から10億近いお金が、特にその中には基金が6億円含まれております。これから補正予算の方で基金残高が出ますけれども、約6億ちょっとの基金残高になるかと思いますが、基金の関係と、いわゆる歳計現金で4億から5億近いお金が通常出ております。これらの運用につきましては、先ほども申し上げましたように、いわゆる来年度いっぱいにつきましては、普通預金関係で対応するというようなことで現在進めているところでございます。それから、銀行の中の、要するにディスクロージャーという言葉がございまして、いわゆる経営状態ですか、これらの状況も当然チェックしていく中においての運用ということになるかと思っております。

あと、事業費の、先ほど起債の関係でございましたけれども、公債費のピーク時の話でございます。これについては、一応平成15年に約16億円の元利償還金を現状では予定しております。今後の計画でいきますと、先ほど申し上げましたように老朽化に伴う北坂戸の改修関係、あるいは石井の増設関係、それから大谷川の、ただいま申し上げました11億円の事業、これらの事業を想定いたしますと、年間で平成15年度が51億、平成16年度が52億、平成17年度が72億、平成18年度が77億というような予算的な総事業費をとらえての元利償還金の内容でございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） 消費税の額でございますが、5%を転嫁させていただきまして、額といたしましては4,100万円を見込んでおります。それから、徴収方法について、大家さんに協力をいただいているところでございますが、使用者と大家さんとの契約の内容によって、使用料を預かっていないとか、そういった関係があるものですから、さらに大家さんに協力いただきながら、料金の方の徴収には努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） まず最初の、先ほど大宮国道と東武鉄道の協定の中で、中間と完成時というふうに言われたのですが、私は先ほど質疑で申し上げたのは、日本下水道事業団に石井の終末処理場を発注したときに、あれが入札管理がずさんだったということを申し上げたのです。今は工事管理の方なのですが、担当部局が違えば、ほかの担当課からご答弁願いたいのですが、今は入札問題では相当国の方でもシビアな入札の、きちっとした中身での通達が来ておりまして、そういうものを基準に据えて、いずれにしても協定するときは、きちっと約束してやらないと大変なことになるのではないかと。もし問題が発生したときは、やっぱり下水道組合の責任なのだけれども、もう協定委託でやってしまったからというので、その大枠でやるのですよね、いつも。そこを私が今言っているのです、そんなに東武鉄道や大宮国道に弱味があるのですか、言えないような。こちらがお金を出して発注するわけですから、それなりのものを持ってきちっとやってほしいということを申し上げておりますので、その点を

答弁をお願いしたいというふうに思います。1点だけにとどめておきます。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） ご高承のとおり、この事業は国庫補助事業でございます。したがって、当該補助申請につきまして県から、終わりました段階で、これは会計検査の対象になります。したがって、中身につきましては、相当のチェックをしながら着手していくというふうなことでございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。議案第2号 平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件について質疑を行わせていただきます。

まず15ページ、総務費の一般管理費の14節使用料及び賃借料について、これは3ページの債務負担行為にもかかわる問題だと思いますけれども、3ページの方の債務負担行為を見ますと、庁内情報システムの機器借上事業ということで、平成15年から平成18年まで債務負担行為を設定しておりますけれども、年間700万円というお金が出ると思うのですけれども、今回この賃借料については差額が多少ありますけれども、それはなぜ生じているのかということ、機械を賃借、これはどういった内容なのかということ、あと恐らくパソコン等の機器を借り上げるということであると思うのですけれども、その際の例えばLANケーブルを張ったりとか、そういう庁内のグループウェア化するための工事的なことはどこに含まれているのかということについてお伺いをいたします。

続きまして、23ページ、都市下水路事業費の部分の工事請負費で、都市下水路整備工事で管理地の用地の舗装ということで、今回1,300万円という予算を計上していただいております。これは私も一般質問で管理地、砂利道であると。管理用地であって道路ではないということで、なかなか舗装が進まなかった部分があって、市民から見れば、突然管理地の部分が砂利道になっていて通行がしづらいということで、その是正を訴えてきたものでございますけれども、今回こういった形で予算計上なされたということは、まことに慶賀にたえない部分とは思いますが、その際に指摘された、舗装することによって交通事情が急に変化する点とか、あと舗装距離で7キロあるというふうに先ほどもご答弁ありましたけれども、こういった基準でその場所を選ばれていくのかについて質疑をさせていただきます。

あともう一点、次に30ページ、これは職員の手当の部分に関してですけれども、超勤手当の部分に目を移させていただきますと、本年度は前年度に比べて約200万円ほど削減されている予定でございますけれども、それにいたしましても、通常の市町村の超勤手当の率からいうと、かなり少ないというか、少ないというのは、これは下水道組合としての特徴的なことであるのかどうか、内容について確認をさせていただくとともに、この減に至った努力というか、その内容についてもお伺いさせていただきます。

また、調整手当の部分でございますけれども、これは給与の10%ということで計上されておりますけれども、そうしますと、ちょっと上に示された一般職の数値と多少数字が違いますけれども、その差というのはどこから生じているのかについてお伺いさせていただきます。

最後に、これは概要の方の5ページ、最後の部分です。今回予算案資料の中で公共下水道整備事業の行政人口、処理人口、普及率、水洗化率、事業認可面積、処理区域面積、整備率ということでお示しをいた

できました。議員にとっても、こういったものを示していただくと、平成14年度の事業がどういった形で進んでいくのかということが、とてもわかりやすく、今後ともこういった資料の添付を進めていただきたいと。まず、感謝といったら何ですけれども、要望を述べさせていただいて、その中で、これの処理区域内の面積が出ておりますけれども、その世帯数と処理人口を考えると、接続率というのですかね、逆にいうともう既に下水が入って水洗化できる環境であるのにそれをされていない世帯というものが、ある程度出ると思うのですけれども、それはどのような状況であるかについてお伺いをさせていただきます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

まず、庁内の情報システムの関係でございますけれども、債務負担行為の一番裏の表をごらんいただきたいと思っておりますけれども、一応庁内システムについては、平成15年から平成18年の間に2,800万円の計上をしております。先ほどの議会のときの資料の中にもございますけれども、資料の後ろから2番目に、いわゆる庁内情報システムの借上げの関係と保守管理の関係、限度額2,000万円、そして800万円というのが、資料を配付してございます。平成14年度につきましては、いわゆる借上料の中で500万円見ておまして、残りの200万円につきましても、委託料の中の庁舎システム借上料の中の204万2,000円の中に200万円を平成14年度見ております。なお、当初費用につきましては工事請負費の中で、庁舎の耐震工事の中で640万円の当初費用を見込んでございます。内容的にはパソコンの管理、ハード面と保守面の経費でございまして、組合といたしましては、現在パソコンについては私物的なものを使用しておまして、来年度に向けては公費として購入いたしまして、庁内の情報システム関係の整備をしていきたいというようなことでございます。

それから、調整手当の関係でございますけれども、調整手当につきましては、これは職員の給与の内容、人によって違いますが、扶養手当の関係によりまして、扶養手当、あるいは管理職手当の関係で差は出ております。なお、10%ほど見込んでございます。

それから、時間外の関係でございますけれども、時間外については、いわゆる下水道事業をしていく中での本年度の実績を考慮いたしまして、一律という考えでなく、実際行った時間を計上したわけでございます。したがって、下水道組合としては、下水道の夜間工事、あるいは台風、そういう関係のものもございまして、それらを見込んで計上させていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） それでは、飯盛川の舗装関係につきましてご説明申し上げます。

まず、舗装することによって心配になってきますのが、交通量という問題だろうと思います。これにつきましては、今後どのような方法をしたら、そういうことが解消できるか、詳細に検討してまいりたいと思います。

飯盛川の舗装する距離につきましては、7キロというのは全体の延長でございまして、片側1.2キロずつ、両側ございますので、2.4キロ、これが該当になってまいります。重点的に平成14年度で行おうとしておりますのが、家屋の密集しているようなところを重点的に先にやっていきたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

平成12年度末になってしまいますが、一応未接続の世帯は3,000軒、ちなみに平成11年度末ですと3,270軒、それから今年度末については、まだ見込んでいないのですけれども、約200軒ぐらいになると思いますので、ただ処理区域がふえますと、当然未接続の方もふえますので、軒数とすると今のところ3,000軒がベースになるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。再質問を行わせていただきます。

まず、先ほどの機器借上等というのは、パソコンを庁内に導入するという件に関してですけれども、今のご答弁ですと、640万円をかけて、要はそのパソコンを導入するための基盤というか、ハードの面の工事をされるという理解でよろしいのかという点と、あとパソコンが、今まで個人のものを使っていたということであるようでございますので、今回それによって公というか、組合のものが導入されるということで、これは決して早くないというか、要するにパソコンは、情報がつながって、その情報を個人のパソコンで扱っているという事態は非常に危険な状況でもあったわけでございますので、その是正としては今回大いに評価するところでございます。今までそういった形で情報の漏洩とかに関してはどのように注意をされていたのかということについてだけ1点確認と、あと640万円の整備で、それで導入に対するハード面は大丈夫なのかということについて確認をさせていただきます。

つきましては、管理用地の舗装に関しては、これはまさに先ほど述べさせていただいていますように、市民感情からいえば、ごくごく当然というか、本当に願っていたことの実施ということでございます。今後としましては、道路事情とか、かえってあだにならないように注意していただきながら進めていただきたいと願いたします。

あと最後に、未接続に関しまして、これからも事業を進めていくと。当組合としては、まだまだ下水道の整備率が近隣と比べて低いという状況でございます。その中で整備を進めていくわけでございますけれども、その後未整備ということに関しては多くの諸費を投じて、下水が来るにもかかわらず未整備の方が多という点に関しましては、法律的なこと、また市民の側の義務というか、そういったことの確認等の、いわゆる通常よく言われるようなPRですね、それについてしっかりと取り組んでいただきたいということと、よく質疑されるのですけれども、例えば低収入等で、来ても整備ができないというようなご相談等があるのかどうかということについてだけ確認で質疑をさせていただきます。よろしく願いたします。

○議長（高沢良夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

パソコンの関係でございますけれども、情報システムの工事関係については、先ほど申し上げましたように工事請負費の中で640万円を見込んでございます。その中に内容的には、いわゆる配線工事関係が主でございます。初期の費用として計上させていただきました。

それから、情報の関係でございますけれども、いわゆる組合の方としてもインターネット関係については総務課の方で管理してございます。それから、今後セキュリティーの関係につきましても、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

処理区域の、坂戸市においては区長さん、それから鶴ヶ島市においては自治会長さん、そういった地区の衛生委員さんにご説明させていただいて、担当課としましては、計画的に地区ごとに個別的にPR活動をして接続に協力していただきたいということで、水洗化の向上を図っているところです。

それから、低所得者の方の接続の関係では、現在はありませんが、調査の中で一番出ているのが、家の建てかえとか、それにあわせてやるのだとか、そういうことが大変多かったということで、その時期に合わせてという形でやっているのですけれども、組合としてはなるべく早く接続してほしいということをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（高沢良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、田原教善議員。

○3番（田原教善君） 3番、田原教善です。議案第2号 平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算の中で、歳出の件で1件質疑いたします。

21ページと22ページのところで、先ほど来から触れられておりますけれども、都市下水路建設費のところ、節13と節15なのですが、節13は大宮国道と東武鉄道に対する下水路の設計と工事の委託料ということで伺っております。それとあわせて節15のところは工事請負費260メートルとなっております。私の質問したいことは、この工事をやるに当たって具体的に工法が従来のようなボックスカルバート方式と、いわゆる三面張りといいますか、この二とおりどちらで、両方をあわせて、その場所によって違うと思いますけれども、暗渠にするとか、具体的にどういう形で工事が行われるのか、それをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高沢良夫君） 岩上建設課長、答弁。

○建設課長（岩上達志君） お答え申し上げます。

設計内容につきましては、開渠部の上幅が5.4メートル、下幅3.7メートル、高さ1.7メートルでございます。構造につきましては、従来どおり間知ブロックを基本としております。ただ、国、県、市町村では、今ビオトープの観点から残っている自然を保全したり、失われた自然を復元するというふうな川づくりに

取り組んでいるところでございます。坂戸市の中でも谷治川の改修工事、これにつきましては緑化ブロックを使用しておるわけでございます。したがって、大谷川都市下水道、この260メートルのことにつきましても、自然型の緑化ブロック等を検討してまいりたいというふうを考えております。

○議長（高沢良夫君） 3番、田原教善議員。

○3番（田原教善君） 今緑化ブロックという新しいやり方があるということを知りましたが、私は要望を申し上げて終わりたいと思いますが、この当組合、私ども議員と執行部の一部の皆さんは、昨年もその前もだと思っておりますけれども、山形県は長井市、それからついこの間は福島県郡山市と立て続けに、下水道にせせらぎをつくったり何かして、私どもは非常に感銘を受けましたね。ただ、あれとそっくりをやれというのは、ちょっと無理かもしれませんけれども、せっかくこういう下水道を整備していくのに、従来あるような、ただ三面で開渠のところをつくっても、周りに針金の防衛フェンスをずうっとやっていくというような非常に殺風景、いわゆる言葉で言うと風情がないというものをずうっとつくり続けてきたと思うのです。ですから、今岩上課長が答弁されたように、もう少し工夫して、できれば予算もできるだけ安くいい、そして鶴ヶ島、坂戸のまち中に人々が、毎日下水道を眺めているわけですから、親しみのあるような下水道づくりを真剣になって、それで委託するにしても、そういう基本方針をきちっと掲げて設計なり工事を進めていただければと思っておりますので、それは要望としてお願いして終わります。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 2点質疑させていただきます。

17ページの公共下水道建設費でございます。その中で13節委託料4,790万円のことにつきまして、設計委託について、これは何カ所分であり、またその主な内容はどのようなものであるか、質問させていただきます。

第2点目でございますが、24ページの西坂戸の地域し尿処理施設維持管理費に関連いたしまして、15節工事請負費につきまして、先ほど説明によりますと、施設が老朽化し、30年以上たっているために施設のオーバーホール、それから施設外の人孔等管渠の補修というお話がありましたが、さらに具体的にこの内容についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 岩上建設課長、答弁。

○建設課長（岩上達志君） お答えいたします。

17ページの節13委託料の2,090万円分が建設課所管でございます。内容について申し上げますと、設計業務の委託料、脚折の第1幹線が370メートル、それから石井の区画整理地内の割り込み人孔、それから地質調査業務委託、これは脚折第1幹線関係でございます。それと下水道の台帳作成、平成13年度分が4キロの内容になっております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） お答えいたします。

先ほどと同じく17ページの公共下水道建設費の委託料の残りの部分でございますが、それにつき

ましては、兵庫県南部地震が平成7年にありまして、そのことより当時建設省より下水道施設について、耐震診断について速やかに実施することとの通知等が来ております。その関係で検討した結果、必要度、緊急度によりまして、いろいろと検討しまして、北坂戸水処理センターの耐震診断を行うということで、概要の一覧表の方にもございますが、そちらの方で2,700万円を見てございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答えいたします。

西坂戸の工事関係でございますけれども、施設の老朽化ということでのオーバーホールと申し上げましたけれども、その内容につきましては、攪拌ポンプ、あるいは曝気ブローア、あるいは沈殿槽の機器関係の整備等でございます。また、管路の補修関係でございますけれども、これにつきましてはテレビ調査、約2,000メートルほど見込んでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 17ページの設計委託料につきまして、その考え方、内容についてお答えいただきました。私は、現在行われております公共下水道の設計に関しまして、今のこの工事費の中身の半分は北坂戸の耐震診断によるものというふうに伺いましたが、これは別といたしまして、一般的に公共下水道の設計に関しましては、ほとんど設計図書、図面、資料等が、同じものを使う設計業務が多いと、こんなふうに思います。したがって、簡素にして合理的な財政運営をしたいというのが基本となっておりますので、設計業務についても同様の図面、図書等が多く使われるということから考えますと、工区分けしまして設計した場合に、それらを有効、適切に使っていくという考え方が大事であるというふうに思いますが、この設計業務の委託に関して、それらの工夫なりは生かして計数を割り出しているのかどうか、その点について伺いいたします。

西坂戸の関係につきましては、内容は了解いたしましたので、質疑は終わります。

○議長（高沢良夫君） 岩上建設課長、答弁。

○建設課長（岩上達志君） お答えいたします。

以前の設計をそのまま使えるかというふうな内容だと思います。現在のところ、そのようなことはやっております。しかし、構造図等につきましては使えるところもあるかというふうに考えます。それと平成14年度に土木積算システムの予算を計上しておりますが、これと絡めまして、経費の節減等に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（高沢良夫君） 12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） 榊原です。ただいま議題になっております一般会計予算について質疑をいたします。

予算書の19ページです。公共下水道維持管理費、13節委託料について、その中に水質、汚泥分析等業務委託料とありますが、下水汚泥の処理について、その処理状況についてご説明をお願いいたします。

それともう一つですが、32ページです。イの初任給とあります。一般行政職で国の行政職と比較しますと約1万円ほど給与の額が差があるのですが、この理由についてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高沢良夫君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） お答え申し上げます。

処理場センターから発生いたします汚泥の処理についての現況でございますが、北坂戸と石井水処理センターがございますが、現況につきましては、まず石井水処理センターに焼却炉がございますので、石井から発生する汚泥につきましては焼却炉で焼却してございます。北坂戸水処理センターにつきましては、石井で燃やせるものは燃やすということで、燃やせないものについては外部搬出ということで行っております。なお、外部搬出につきましては、現在セメント化ということで、再利用を行っております。なお、焼却して発生いたします焼却灰につきましては、現在これも同じくセメントの原料ということで、再利用させていただいております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

初任給の関係でございますけれども、これにつきましては職員の給与に関する条例を受けまして、初任給に関する規則が公布されております。内容につきましては、初任給については、坂戸市に準じた初任給の設定をしております。条例、あるいは規則に基づくもので計上させていただいております。

○議長（高沢良夫君） 12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） 処理について簡単なお説明をいただいたのですけれども、内容について、ちょっと詳しくなかったもので、それは結構ですが、ただいまの汚泥の処理状況は、その発生した汚泥に高分子凝集剤をまぜて焼却して住友セメントに270万円を払って委託して処理をお願いしているということはお聞きしております。

この下水汚泥を産業廃棄物として今は処理を考えていると思うのですけれども、できれば自治体の事業の中でこれをリサイクルし、簡潔利用する仕組みについてお考えをいただきたいと思います。例えば下水汚泥に消石灰、生の石灰ですが、汚泥の水分含有率に応じてまぜ、焼却炉で2度焼きするとエコカルシウムという消石灰ができます。それを焼却炉のダイオキシン対策等に活用することもできます。同じ焼却炉を使えるので施設は今のままでよく、それから270万円の処理の費用も地域に還元できるということになります。

ちなみに坂戸市の西清掃センターで、この消石灰はどのくらい利用していますかということ年間247トンの量を使っています。この下水汚泥でつくったエコカルシウムをそこで利用すれば、そこで2度焼きする費用を差し引いても有効にリサイクルが進むということになります。その高分子凝集剤ですが、年間2,740キロを150万円で購入しているということでしたけれども、消石灰の費用と比べると18倍ぐらいで、消石灰の方が非常に安いわけです。そういう意味からいえばリサイクル、それから環境にやさしい処理ということで、この消石灰を活用する方が非常にすぐれているということになります。このエコカルシウムというのは、今問題になっております森林や農産物に非常に影響が大きいと言われる酸性雨の対策にも活用でき、地域で利用の幅が非常に広がってくると思います。このように経費節減と資源の循環の視点から見ても有効と考えますが、担当者のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの初任給の件ですが、私最近市民の方から「何でそうなの」というふうに聞かれまし

た。たまたまこのことも見ていたので、坂戸市もそうだし、ここもそうですよね。それで、「市民はどこにいったらこの理由を聞けるのですか」と言われたのですけれども、はたとそこで困ってしまいまして、やはりそういうところ、市民の疑問に答えられるような算出の方法が示されるといいなと思っております。そのことは要望ですが、これからご努力をお願いしたいと思います。では、1点だけ再質問。

○議長（高沢良夫君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） お答え申し上げます。

焼却灰に消石灰を加えてもう一度燃やせば、それでダイオキシン等のものがなくなるというような話でございまして、基本的に焼却灰というものは無機質ということでございまして、1日1日燃やせば必ず出てくるものでございます。必要不滅の法則というのがございまして、それがなくなるということはございませぬので、最終的には焼却灰は残ってきます。ですから、その処分については、それがゼロということはないと考えております。ただ、消石灰をまぜるということで、その消石灰をさらに使うということも、そういうことでありますので、なってしまいますので、まずそれは難しいのではないかと。となりますと、その消石灰をストックして、消石灰を燃やすとともに加えるというような方法になろうかと考えております。そうしますと、そのストックヤード、消石灰もどの程度加えるかとか、そういう問題も絡んでございまして、現在一応ダイオキシン等につきましては、ごみに比べますと下水の汚泥につきましては、もうほとんどないぐらいのかなり低い大台になっております。そういうことでありますので、いろいろそのやり方というのは、これからいろいろなやり方が出てくるかと思っておりますが、こういう消石灰を使うことにつきましても、今後研究には上げておきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） 研究ということですが、先ほども申し上げましたように、経費節減と資源の循環の視点から見ても有効であることは確かです。担当者の方は、まだまだ情報不足かと思っておりますので、ぜひ前向きに積極的に検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 1点だけお聞きしておきたいと思っております。

21ページの使用料及び賃借料の土地借上料ですけれども、これが対前年度当初比で1.7倍になっているわけですね。これの内容についてお聞きしておきたいと思っております。

○議長（高沢良夫君） 岩上建設課長、答弁。

○建設課長（岩上達志君） お答え申し上げます。

この115万円のうち100万円が建設課所管のものでございます。これにつきましては、都市下水路の工事を1億円予算化してございまして、この中で1地権者が、まだ買収ができないというふうなことでございまして、買収できるまでの間、お借りするというふうなことで100万円を計上させていただきました。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 買収できるまで借りるということですが、一つは買収可能な状況があるの

かどうか。それと今ここで進めなくてはいけないということで、とりあえず借り上げるということとの関係で、経費がどのくらいかさむのか。そういうことをお聞きしておきたいと思います。

○議長（高沢良夫君） 岩上建設課長、答弁。

○建設課長（岩上達志君） 1地権者でございますが、交渉が非常に難しいと、工事を先にやらなければならないのでお借りするというふうなことで、交渉にも努力をしていきたいというふうに考えています。

○議長（高沢良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 以上で平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算歳入及び歳出についての質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の者の討論を求めます。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議案第2号 平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算につきまして反対の立場からの討論を行います。

政府・小泉首相が進める行政改革は、大規模工事や軍事費を聖域化し、国民にだけ痛みを押しつける方向での改革となっているということは、今まさに明らかになっております。景気は低迷し、いわゆるデフレスパイラルの進行で、国民の階層の格差が広がって、暮らしは大変深刻な状況となっています。これは生活保護世帯や、あるいはそれに準ずる世帯の増加など、仕事のない人たちが多くなっているということは統計から見ても明らかです。

そうした中で地方自治体の現状というのは、市民税が非常に落ち込んできているということが言えると思います。そのため、大規模事業だけは地方公共団体も張っておりますので、公債費比率や債務負担行為などが大変かさんできているということが言えます。

こうした状況の中で、今回市民から指摘されている議員や管理職の広域行政の給与、報酬の支給のことが問題になっていますが、その精査が求められていながら、何らの対策が現在までとられてきていません。

また、当組合の債務負担行為については累計で175億円を超えて、本当に人の居住していない開発地域の負担の分も加わってこれを押し上げているということが言えると思います。旧市街地で税金をたくさん払ってきた人から見れば、異常といえる問題だということを指摘します。

また、市民に対して公共料金である下水道料金に5%の消費税、4,100万円が徴収されるということも私は問題であるというふうに思っております。

大宮国道や東武鉄道に委託して行われる下水道工事、11億円の予算を投入する大谷川都市下水路築造工事については、先ほど指摘しました日本下水道事業団の委託の際の入札についての心配を申し上げましたけれども、的確な答弁が得られないという中身で、今後この点での心配があります。

また、今春から行われる銀行のペイオフ解禁に伴う対策についても、各自治体とも非常に苦慮しておりますけれども、当組合でも3億から6億の基金を含む最高15億からの預貯金の安全性をどう確保するか、これは市民から課せられた重大な責任ということで、今後とも責任は大きいと思います。

私は、以上のような点を指摘いたしまして本予算に反対するものです。

○議長（高沢良夫君） 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

3番、田原教善議員。

○3番（田原教善君） 3番、田原教善です。ただいま議題となっております議案第2号 平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件につきまして賛成討論を行います。

長引く景気低迷の影響を受け、雇用不安、金融不安が広がり、依然として我が国の経済情勢は厳しい状態にあります。これらの厳しい状況を反映して地方税収等が低迷し、大幅な財源不足が生じている中、市民が豊かさや安心を実感できる生活環境づくりに必要な下水道施設の整備推進に全力で取り組んでいただきたいと私は考えております。

このような中で、ただいま提案されております平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算案の内容を見ますと、公共下水道事業について、脚折第1幹線の整備を引き続き実施することとしており、面整備工事についても計画的な推進が図られ、普及率向上のため、まことに適切な措置がなされているものと考えるところであります。処理場等の維持管理面に対しましては、施設等の老朽化に対処すべく、万全の体制で臨んでおられるところであります。また、都市下水路事業については、大谷川都市下水路築造工事委託を実施し、上流への整備促進をするほか、維持管理面では委託料の的確な事業費が計上されていると思う次第であります。

この一般会計予算案は、構成市の限られた財政状況等を的確に把握し、実情を十分配慮した予算編成であるとともに、常に健全財政を堅持しつつ、今後大きく飛躍を期待される下水道整備にまさに大きく寄与するものであると思われまます。本予算案は、坂戸、鶴ヶ島両市の市民にとりましても、その整備における成果を待ち望んでいると確信をしております。

以上のような観点から本案に対する私の賛成討論といたします。以上です。

○議長（高沢良夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高沢良夫君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高沢良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高沢良夫君） 日程第6、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件（議案第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第3号 平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件について提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億967万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を44億2,780万4,000円にしようとするものであります。

その内容を申し上げますと、まず歳出といたしまして、議会費につきましては、構成市に準じて議会の議員の期末手当に係る支給率を引き下げることとし、減額補正を行うものであります。

次に、事業費につきましては、国庫補助事業の管渠事業費並びに石井水処理センター建設関連施設に係る事業費の確定に伴い減額補正するほか、構成市との協議により、3億263万9,000円を下水道整備基金へ積み立てることといたしました。

歳入といたしましては、各種事業費の確定にあわせて、国庫補助金及び第3表地方債補正については、県の基準に従い補正をするほか、使用料、受益者負担金の増額を見込み、構成市の負担金を調整し、収支の均衡を図り、必要な措置を講ずるものであります。

また、第2表繰越明許費につきましては、公共下水道築造工事については、国の補助基準並びに県との協議により内示額を年度内執行しましたが、工事に必要な期間を要したため、また大谷川都市下水路用地購入費につきましては、用地購入に権利者との交渉に期間を要することから、予算を翌年度へ繰り越して使用することといたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（高沢良夫君） これより質疑に入ります。

13番、高橋信次議員。

○13番（高橋信次君） 今提案理由の説明があったわけですが、補正予算につきましては、今年度最後の補正予算になろうかと思えます。

そこで、関間地区にはまだ下水道の未処理地区が残っております。この未処理地区の編入が平成13年度、今年度で行われるという話になっていたわけですが、これがどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

2点目には、繰越明許が出ております。この場所と繰越明許を求める理由をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（高沢良夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

事業認可の関係でございますけれども、この認可の拡大につきましては、構成市と協議を行いまして、現在まで進めてきたところでございますが、平成14年度が認可期間の最終の年度となります。したがって、期間の延長と区域の拡大について現在進めておるところでございますが、年度内には上げるつもりで現在予定しております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 岩上建設課長、答弁。

○建設課長（岩上達志君） お答えします。

場所につきましては、公共下水道築造工事、脚折第1幹線の2、もう一件が公共下水道築造工事、五味ヶ谷の9の2件でございます。脚折第1幹線2につきましては、工期内に工事が完了できないために繰り越しをお願いするものであります。五味ヶ谷の9につきましては、コンクリート埋設物があらわれまして、その撤去に不測の日数が生じるという内容でございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 13番、高橋信次議員。

○13番（高橋信次君） 公共下水道の築造では脚折の第1幹線、いわゆる関間地内の工事でございます。これが工期内に完成しないということでございますが、この繰越明許によって工期がどのくらい延びるのか。それから、現時点での工事の進捗率、何％ぐらいに当たるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（高沢良夫君） 岩上建設課長、答弁。

○建設課長（岩上達志君） お答えします。脚折の第1幹線の2につきましては、工期につきましては5月31日を予定しております。それから、五味ヶ谷の9につきましては4月30日を予定しております。進捗率につきましては、脚折の第1幹線につきましては約30%、五味ヶ谷の9につきましては50%の内容でございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 13番、高橋信次議員。

○13番（高橋信次君） 脚折第1幹線が5月31日ということで、工期が70日伸びたわけですね。それで、本来の工期は12月1日からことしの3月20日ということで約100日、合計すると170日あるわけですね。それで、現時点ではもう90日を過ぎてしまっているわけです。5割以上過ぎて、工事の進捗率が3割ということは、これは5月末日まで繰越明許を求めてもこの工事が終わるかどうか、その辺が疑問に思えてくるわけですが、いずれにしても公共工事ですから、この繰越明許がたとえ認められたとしても、再度の繰越明許はもう不可能だと思いますよ。そういうことで慎重にやっていただきたいと要望だけしておきます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。補正予算につきまして質疑を行います。

ただいまも質疑が出た内容なのですが、私がちょっと疑問に思っているのは、その問題点は何かということについて答弁が今されなかったのですね。だから、今までの交渉状況と、それから何が原因でどうしておかれているのかという原因を明らかにしてもらいたいというふうに思います。

それから、13ページの下水道整備基金積立金が3億263万9,000円、年度末で精査して積み立てるとい

ことだと思っておりますけれども、総体的に見まして、これで全体としてどのぐらいの基金積立金になるのか、お伺いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） それでは最初に、基金の関係を答弁申し上げます。

基金につきましては、本年度ここにありますように3億263万9,000円を積み立てまして、本年度繰り入れる額が1億3,500万円ありますので、さっ引きましてトータル的には、最終的には6億8,130万1,000円になる見込みでございます。

○議長（高沢良夫君） 岩上建設課長、答弁。

○建設課長（岩上達志君） お答え申し上げます。

理由、内容でございますが、国庫補助要望にまず1点としまして満たないためというふうな理由と、あと先ほど申し上げました現場関係に埋設物があらわれたための内容でございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質疑を行います。

国庫補助要件に満たない問題が生じたと言われるのですけれども、用地買収なので、用地買収の購入費というものもあるわけですが、ここに。その問題が、交渉が何が原因でずれているのか。今の築造工事の問題でも、なぜ今になって要件に満たなくなったのか、こういう疑問が私たちとしては生じますので、その点を明確に答弁をお願いします。

○議長（高沢良夫君） 岩上建設課長、答弁。

○建設課長（岩上達志君） お答えいたします。

大谷川都市下水路の用地購入費の関係をまず申し上げますと、これにつきましては全体の面積が3,661.8平米、うち1,142.68平米は買収済みでございます。残りの2,519.12平米、これは地権者1名でございますが、この方と現在交渉中でございますので、それを繰り越した分でございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再々質疑を行います。

ただいま答弁が行われて、1名の用地買収ということでございますけれども、面積的には非常に大きいんですよね。これは相手方のいろんな要件というものもあるとは思っておりますけれども、用地費の単価ということをはかると変えるわけにはいかないと思うのですが、こういった内容でこんなに大きな面積をお持ちの方が返事ができないのかということでお尋ねしておきます。

○議長（高沢良夫君） 岩上建設課長、答弁。

○建設課長（岩上達志君） お答えいたします。

単価の関係で交渉が難航しているというふうな内容ではございません。地権者個人の関係で、単価の関係ではなくて、売りたいとかというふうな個人的な内容があるようでございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。平成13年度の補正予算について1点質疑をさせていただきます。

今質疑のありました13ページの基金積立金に関しまして、今年度最後の補正予算ということで、行政の決算というものは、決算が出てくるときにはどうしても2年ずれてしまいますので、だから予算とかにも生かしづらいということもございまして、この平成13年度の最終補正は、ある意味決算的な意味合いも含んでいると理解しまして質問をさせていただきます。

今回事業の決定によって補正減を行うと。これは通常年度末に行われることでございますけれども、その不用額の部分を、例えば今回は積み立てたと。あとは負担金として返したとなると、歳入歳出の部分に分かれて、全体にどれだけ不用額が生じて、それを基金とすると歳出、負担を返すと歳入の減ということで、市民に非常にわかりづらいということで、以前一般質問でも、いわゆる公会計の手法を要したもので説明を果たしていくべきではないかということを見せていただいたのですけれども、今回この補正に当たって、そこら辺をどういうふうなお考えを持っていらっしゃるのかについて、まずお伺いをさせていただきます。

あと、基本的な、同様なことですが、負担金として返す額と基金として積み上げる額との、その基本的な合意事項、何割ぐらいはそうで、何割ぐらいは返すとか、もしありましたら、お示しをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

基金の関係でございますけれども、これの積み立ての内容につきまして申し上げます。これの内容につきましては、補正予算の中で9ページ、10ページのところに構成市に返すお金、これが説明欄に記載してございます。これをトータルいたしますと、坂戸市の方に返すお金が8,962万6,000円、鶴ヶ島市の方に5,860万3,000円、川越市に296万4,000円ということで、いわゆる事業によって不要になったものは構成市へ返していくと。したがって、あと繰越金の扱いですが、繰越金については財産収入等もございまして、これについては基金の方に3億263万9,000円を積み立てるというふうな形で分かれておまして、これも構成市の財政の方と協議いたしまして、特に率というのは決まっておりますが、今後下水道組合でまた事業等が想定されますので、それを協議しまして積み立ててございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 内容については理解をさせていただきました。繰り返しになりますけれども、こういった面を市民に理解のしやすい形での公表というか、アカウントビリティーの行使というものについて、またこれからも前向きに取り組んでいただくことをご要望とさせていただきます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高沢良夫君） 日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の再任用に関する条例制定の件（議案第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の再任用に関する条例制定の件について提案の理由を申し上げます。

地方公務員法の改正に伴い、地方公務員の再任用に関する規定が、平成13年4月1日に施行されたことに伴い、同法の規定に基づいて定年退職者等職員の再任用に関して必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するとともに、関係します五つの条例を附則で定めようとするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高沢良夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（高沢良夫君） 日程第8、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

- 管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件について提案の理由を申し上げます。

「国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（高沢良夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

- 議長（高沢良夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 議長（高沢良夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（高沢良夫君） 日程第9、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

- 管理者（伊利 仁君）** ただいま議題となっております議案第6号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について提案の理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、育児休業及び部分休業の対象児が1歳未満から3歳未満に改正されたことに伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（高沢良夫君）** これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

- 議長（高沢良夫君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 議長（高沢良夫君）** 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（高沢良夫君）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（高沢良夫君）** 日程第10、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件（議案第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

- 管理者（伊利 仁君）** ただいま議題となっております議案第7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について提案の理由を申し上げます。

地方自治法の改正により、住民に義務を課し権利を制限する条項がある場合、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によることとされ、指定工事店に関し必要な事項を条例で規定するとともに、下水道法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第213号）により特定事業場から公共下水道に排除される下水について、規制が新たに追加されたため、下水道条例を改めることとし、この案を提出するもので

あります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（高沢良夫君） これより質疑に入ります。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。議案第7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について1点質疑をさせていただきます。

今、今回の条例の改定に関しては二つの要因があったというご説明でございました。特に市民に対して義務を課して権利を遂行する点に関しては条例等制定しなくてはいけないという部分で、今まで規約であった部分を条例化したというふうに伺っております。これによって今回情報公開等も行われますけれども、そういった点で市民の側から見ると、より明確になっているのかどうか、これは有利であるのかということと、今回こういう形で上位法が変わった理由というのですか、それをお示しいただきたいと思います。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

平成12年4月1日に地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律が施行されて、その中で地方自治法第14条第2項の改正がされたことにより、今回の既にある排水設備指定工事店の規定を条例化するということとなったわけですが、この中で国で示された標準条例案に基づいて改正しようとするものもありましたものですから、全文改定というような形ではないのですが、ほとんどそんなような形で改正されました。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の事務調査について

○議長（高沢良夫君） 日程第11、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

書記をして閉会中の事務調査についてを朗読いたさせます。

高山書記。

○書記（高山 淳君） （閉会中の事務調査について朗読）

○議長（高沢良夫君） お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、本件は閉会中の事務調査とすることにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。



◎一般質問

○議長（高沢良夫君） 日程第12、一般質問を行います。

通告者は2人であります。順次質問を許します。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行わせていただきます。今回の私の質問は1点でございます。ディスポーザーシステム解禁の動きに関してについて質問させていただきます。

昨年の暮れ、宇都宮市において「市下水道条例施行規則」の一部を改正し、ディスポーザー排水システムの利用を解禁いたしました。ディスポーザーシステムは、家庭の台所や店舗から出る生ごみを粉碎し、排水と一緒に排水管に投入する装置であり、下水道管や処理施設等に悪影響が心配されるシステムであります。しかし、高齢化に伴い、生ごみを集積所に運ぶ手間が省かれることから、利用が都市部を中心にふえている状況であると伺っております。当組合としても現実的な対策を考える必要があると考え、質問をさせていただきます。

（1）として、当組合における現状でのディスポーザーへの方針はいかがなものでしょうか。

（2）として、ディスポーザーシステムは、処理槽を有するものと単体のものと大きく2種類あります。それぞれの特性についてお伺いをいたします。

（3）として、当組合におけるディスポーザーの普及状況は把握されておりますでしょうか。

（4）として、高齢化社会に伴い、問題がさまざま指摘されているディスポーザーシステムでございますけれども、普及が当組合でも進んでしまうと考えられます。適切なるルールづくりに着手する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上で私の1回目の質問を終了いたします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） 山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

最初に、当組合における現状でのディスポーザーへの方針でございますが、ご高承のとおり、ディスポーザーには単体のものと処理槽を有するシステムのもの2種類があるわけでございます。単体ディスポーザーは、下水道施設にさまざまな影響が考えられますので、当組合では単体のものは認めておりません。処理槽を有し、当組下水道条例第9条の2の除外施設の基準をクリアするシステムディスポーザーは、適切な維持管理が行われるものだけ認めることとしております。

次に、ディスポーザーの特性でございますが、単体ディスポーザーは野菜くずや食べ残しなどの生ごみを電気モーターを利用し、細かく砕く装置のことをいいます。流しの下に取りつけて生ごみを入れてスイッチを押すだけで粉碎することができ、これを水とともに下水に流して使います。処理槽を有するシステムディスポーザーは、破碎するもの自体の構造は全く同じですが、汚水を専用の浄化槽で分解処理して下水管へ流す構造であります。下水処理は、汚れを微生物に分解させる方法ですので、水中に含まれるごみがふえれば、それだけ処理施設に負担がかかることとなります。システムディスポーザーは、処理場の負担を考慮したもので、平成6年に旧建設省が認定し、各自治体も自粛対象外とされておるところでございます。

次に、当組合におけるディスポーザーの普及状況でございますが、単体のものにつきましては使用を認めていないため、把握できない状況でございます。また、システムのものも指定工事店の申請により既に1件設置済みでございます。

次に、要綱等のルールづくりの関係でございますが、時代の変化に対応することは、地方公共団体に求められていることであり、その中に高齢者問題やごみ処理問題もあるわけでございます。ディスポーザーは、ごみと生活排水をあわせた生活系廃棄物の流れを変えるものでありますので、ごみ処理問題及び生ごみの再利用である家庭コンポストの普及等下水道事業以外の問題との協議が必要となるわけでございます。今後国、県等の動向に注意し、対応していきたいと考えております。なお、処理槽を有するシステムディスポーザーにつきましては、他市の状況等を参考に今後要綱等のルールづくりにつきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。再質問を行わせていただきます。

今のご答弁にもありましたように、このディスポーザーシステムは旧建設省が平成6年から平成8年の3カ年にわたって研究をもとに平成10年に建築基準法第38条に基づく建設大臣の認定によって、複数のメーカーがその認定を取得して、下水道排水設備として接続を認められたという経緯がございます。平成12年6月1日に改正建築基準法第38条が廃止されたことにより、大臣認定制度自体はなくなったと伺っておりますけれども、既に今のご答弁にもありましたように、処理槽システムを有した部分に関しましては、もう一般的に認められている施設というふうに認識をしております。

問題は、今も単体のことに関しましては状況を把握されていないということでございました。以前この当議会でもディスポーザーシステムについて注意を促す質問がなされたと記憶しておりますけれども、ア

ンケート等をとって、違反でございますので、たとえ罰則がなくても、この状況についてないものと考え
るでは済まされないと私自身は思っておりますので、その点についてしっかりと調査をしていただきたい
と、これについてどうお考えになるか。

あと、もう一点に関しては、処理槽を使ったディスポーザーシステムに関しましては、生ごみを外に捨
てにいかなくていいという、高齢者にとっては、今省ごみ化が進んだ中で、生ごみが残って、それが水分
を含んで大変に重いということもあって、1回使ってしまうと、その使いよさから、悪いこととはわかっ
ていてもというようなことも考えられます。ですから、処理槽を使ったものに関しましては、しっかりと
当組合としても助成等も考えながら、こちらはしっかりいい、それで補助もしますよと。ただ、単体に関
しては問題があるから絶対だめですというようなめり張りをつけた打ち出しをすることによって、かえっ
て抑止力にもなるかと思えますけれども、その点についてどうお考えになるか、伺わせていただきます。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

最初に、単体ディスポーザーの把握の関係でございしますが、まず構成市でPRといえますか、普及、啓
蒙関係をしたというところで、8月15日号と、ここには平成14年2月1日号の広報がございします。「公共
下水道の接続で快適な生活環境づくりを」というタイトルで、単体のディスポーザーは使用しないという、
こういう絵をつけまして広報活動をさせていただきました。したがって、広報活動は、これからもす
ると同時に、調査につきましては、各お宅のお勝手と申しますか、キッチンへ入って調査するというふう
なことになりますので、前向きに調査の方は考えますけれども、いろいろ検討させていただきたいという
ふうに考えます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 続いて、8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を通告
順に従いまして行います。

今市民を取り巻く状況は一段と厳しさを増しています。景気悪化と物価下落が同時並行で悪循環的に進
行するデフレスパイラルという、かつて日本が経験したことのない経済危機に陥っています。さらに、市
民には医療改悪、年金改悪、各種補助金カット等先行き大きな不安を抱えて生活しています。日常生活に
欠かせない水道や下水道の供給のあり方にも今後検討が必要かと思われます。

そこで、お尋ねいたしますが、一つ目として、不況に対する市民への対応について。

(1)、下水道料金への消費税転嫁の廃止について。

(2)、下水道料金の状況と収納率について。

2番目、入札の状況と政治倫理について。

(1)、入札の制度と入札、落札状況について。

(2)、政治家の工事入札状況と落札状況について。

三つ目は、都市下水路について。

(1)、飯盛川、大谷川の管理とユスリカ対策について。

(2)、森戸地区、町屋、上新田地区の排水路について、両市の話し合いと今後の対策についてお尋ね

します。

四つ目には、石井水処理センター工事に関する官政談合のその後について。

(1)、日本下水道事業団と明電舎に対しての、その後の対応と損害賠償を求めることについて。

以上が第1回目の私の質問です。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） 松村議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

最初に、下水道料金への消費税転嫁の廃止についてというご質問でございますが、平成13年度予算でご議決をいただいておりますとおり、公共下水道使用料金へ消費税、地方消費税を転嫁しているところでございます。ご承知のとおり、消費税法に基づきまして、既に平成8年12月議会において関係条例のご議決をいただき、平成9年6月から下水道使用料金に消費税、地方消費税を転嫁し、実施してきているところであります。

次に、下水道料金の状況と収納率についてでございますが、下水道料金につきましては、平成13年10月現在県内の下水道料金を調査したところ、県平均が1カ月20立米としまして1,600余円でありまして、当組合は1,470円でございます。調査した65市町村中38番目に位置している状況でございます。また、収納率につきましては、平成12年度現年分で98.2%、滞納繰越分で25.4%でありまして、全体で94.7%でございます。

次に、入札制度と落札状況についてでございますが、最近の入札における談合等の不正行為をめぐる対応につきましては、制裁措置の強化や抽せん型入札方式の採用など、新たな入札制度の試みがなされているところであります。当組合では公平性、競争性、透明性の確保という観点から、指名競争入札と条件つき競争入札の2本立てで行っております。平成12年度の入札は工事で69件、委託で10件、全体で79件、そのうち予定価格の95%以上の価格で落札した件数は51件で入札全体の64.6%であります。最低落札率は工事で76.94%、委託で84.81%、最高落札額は工事で98.78%、委託で99.94%であります。平成13年度の入札は工事と委託あわせて74件、そのうち予定価格の95%以上の価格で落札した件数は30件でございます。入札全体の40.5%を占めております。最低落札率は工事で48%、委託で92.5%。なお、60%以下が12件で入札全体の16.2%でございます。最高落札額は工事で98.8%、委託で95%でありまして、入札状況については以上でございます。

次に、政治家の工事入札状況と落札状況についてでございますが、ご質問の政治家の入札参加資格申請書については提出されておられません。

次に、飯盛川、大谷川の管理とユスリカ対策についてでございますが、飯盛川、大谷川両都市下水路の管理につきましては、市街地の雨水排除を目的とし、災害を防ぐため、都市下水路の構造物及び流下能力の確保が図れるよう現場巡視や年間管理委託として草刈り、清掃等を実施している状況でございます。また、パトロール等においては、構造上の不良箇所があった場合につきましては、補修工事を実施して対応しているところでございます。年間管理委託については、両都市下水路とも構造物の保護等を含め、草刈りを年3回、清掃を年6回実施しており、また大谷川につきましては、桜の木の害虫駆除を坂戸市に依頼し行っているところでございます。飯盛川都市下水路の未舗装部分の管理用地については、現状では車の通り抜け及び駐車場の出入りなどで凹凸ができ、不陸整正を頻繁に行っている状況でありますので、平成

14年度から防塵対策、あるいは維持管理面からも舗装を計画的に実施し、安全を保てるよう検討し、進めていく考えでございます。

ユスリカ対策につきましては、生活排水が原因と言われておりまして、水質関係について、水質汚濁防止等により、該当市が管理することとなっております。しかしながら、都市下水路は両市にまたがっているため、構成両市の依頼を受け、当組合が行っている状況でございます。現在は、都市下水路の現地調査を行い、ユスリカの発生状況を確認し、薬剤散布を行っている状況でございます。また、ユスリカの抜本的解決としましては、ユスリカが発生できない環境づくりが大切であり、構成両市におきましても広報等により合併処理浄化槽の普及など水質保全の必要性を呼びかけており、当組合といたしましても公共下水道の整備を進めるとともに、処理区域内においては公共下水道への接続がえを推進しているところでございます。平成14年度のユスリカ対策につきましては、構成両市と協議を行い、実施してまいりたいと考えております。

次に、森戸、町屋、上新田地区の排水路についてでございますが、前回の12月議会においてご答弁を申し上げましたとおり、ご質問の当該地区につきましては、現在雨水対策の計画はございません。したがって、現時点では、特に構成両市と打ち合わせ等の協議は行っておりませんが、今後機会を見ながら、これらの問題につきまして構成両市と協議しながら考えていきたいと存じます。

次に、日本下水道事業団と明電舎に対する、その後の公判の状況でございますが、去年の10月15日に27回目の公判が埼玉地裁で行われましたが、新たな進展はありませんでした。その後2月27日に第28回の公判が行われる予定でありましたが、都合により1カ月先の3月27日に延期となっております。いずれにしても、当組合としまして、今までどおり公判の内容について職員に傍聴させる考えでございます。

なお、組合として損害賠償を求めることにつきましては、今までも申し上げておりますとおり、住民が当組合にかわって代位請求訴訟をしておりますので、今後これらの裁判の動向を見守っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質問を行います。

ただいまご答弁いただきましたけれども、消費税の転嫁の問題など、昨年度も上福岡1市だけが転嫁していないという状況で、全県的な転嫁状況はわかっております。しかし、今の不況の中で、下水道料金を納入するのも大変になってきていると。確かに便利にはなったけれども、厳しくなっている状況というのは、先ほどの新年度予算を見ても100%は見込めないという状況で答弁いただきました。滞納繰越を含めると現在94.7%と低下してきているのではないかというふうに思います。これは減免制度も含め、ぜひ下水道の料金への消費税転嫁というものを検討してもらいたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

また、下水道料金の状況と収納率ということも、これは絡んでまいりますけれども、今ご答弁いただきましたけれども、県内平均より1,500円ですか、千二、三百円程度下回ってはおりますけれども、一番安い方でもないと言えらると思います。こうした面からも、食料品消費税非課税の決議もされながら、なかなか国会においては、今弱者への対応というのは厳しいのですけれども、地方自治体が公共料金を率先して

市民の皆さんに安く提供していくということは、今本当に大事になってきているという立場から、ぜひご検討をお願いしたいというふうに思いますので、ご答弁をお願いします。

二つ目の入札の状況でございます。今ご答弁いただきましたが、平成13年度の前半期につきましては、私も調査をいたしまして、一般質問を行ったところです。全体ここ通じてみまして、やはり低価格入札というのが30件で40.5%と答弁いただきましたが、全体の40%程度で推移しているという問題で、前回は申し上げましたけれども、最低制限価格とか、あるいは調査価格とか設けるべきではないかというふうに思います。というのは、既にもう担当課もご存じのとおり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議におきまして、ダンピング受注は手抜き工事や下請へのしわ寄せなどにつながりやすく、また建築業の健全な発達を阻害するので、的確に排除し、公共事業の品質の確保を図ることということで、高額入札もこれはまた問題でありますけれども、50%を切るような低価格入札というのが、本当に工事の手抜きや下請への単価のしわ寄せということにつながっていないかどうかということ、大変重要な課題ではないかというふうに思われます。この点につきまして12件ということですので、そうした追跡調査はやっておられるのかどうか。また、指導はどういうふうになさっているのかということについてお尋ねしておきたいと思います。

また、政治家の工事入札ということにつきましては、これはこちらの議会にいらっしゃったときからやっているのですけれども、社長とか役員とか、そういう人が議員に当選しますと、もうそれは兼職規定にストレートに抵触しますので、当然それはやっていないのが当たり前なのです。これは政治家のお勤めになっている会社なのですけれども、この前私が調べたところによりまして、上田中組さんとか福田土木さん、梅澤建設さんですか、そうした中で福田土木さんも落札していますし、神田測量さんとか、そういうところも落札しているということでも指摘しましたが、こういうことをずうっと繰り返していくということでは、やはり市民から見た透明性というのがなくなってしまうのです。鶴ヶ島市の業者は、はっきり言って1人もいないわけですよ。坂戸市の業者の方が、こういうふうに入札に参加するのみでなく、落札しているという現実をきちっとやっぱりとらえてもらいたいし、管理者が坂戸ですので、やっぱりこら辺をきちっと精査してもらいたいというふうに思うのですけれども、この点について答弁をお願いしておきたいというふうに思います。

また、都市下水路の問題については、舗装の方につきましては、何回か交渉なり、ほかの問題でも寄せられまして、何回か質疑を行ってまいりまして、やっここで舗装がやれるということなので、その辺は前向きということにとらえているのですけれども、ユスリカの対策というのが、解決策を検討してやっているのだと先ほどおっしゃられたのですけれども、薬剤の散布だけではどうにもならないのではないかと、市民の方からもしょっちゅう声が寄せられて、においと両方で本当に困っているのですね、私どもも。何とか住みよい両市であるというためには、こうしたにおいやユスリカが飛ぶような状態をなくしたいということで、EM菌の問題とか、あるいはさまざまな管理のことについて市民の皆さんと一緒に川の掃除をしながら提案をしてきたというところもあるのですけれども、ぜひ両市とも協議しながら、こうした川の水質保全、そしてユスリカ対策なども含めた安全な対策、完全な対策を私どもも求めているわけなので、予算がこういった面に多少かかっても、薬剤ではなくて、ほかの面でぜひ安全な対策を望みたいと思いますので、もう一度ご答弁をお願いします。

(2) の森戸地区とか町屋、上新田地区の排水につきましては、確かに先ほど答弁なされたとおりなのですが、雨水が非常に大変で、今工事をやっていらっしゃるのは坂戸市側の工事で、多分この下水道組合の工事ではないというふうに思いますが、西大谷の駅のわきをもう3カ月ぐらい前から工事をやっていただいているのですけれども、鶴ヶ島市としても遊水池をつくったりとか、いろいろな検討はしているのですけれども、今後ともに排水問題というのは、やはり両市にまたがっておりまして、下水道組合とも全然関係ない問題ではないので、ぜひ早急な話し合いをお願いしたいというふうに思います。

最後の4番目の問題です。このことにつきましては、もう長年私も耳たこぐらいにずうっと一般質問をやってまいりまして、この問題というのは100億を超える、結局値上げをして、明電舎の電気工事などは32%近い値上げをしているということで、これはおかしいなということで当初から指摘をして、結果的には今住民訴訟しているわけですが、長いのですよね、こういう訴訟問題というのは、やっぱりこうした日本下水道事業団などに発注する場合には、きちっとしたやり方で発注して、そしておかしいと思ったら、そこを中心に組合側もきちっと損害賠償を求めたり精査していくという行為がない限り、生ぬるくなるのではないかなと最近では思っております。市民の対応を見守るとか、そういう次元の問題ではなくて、組合の責任において、協定書を結んだのですから、そういう中の入札というのをきちっと精査してやるべきだったのを、それを放置してあったから次々明電舎が落札して、落札というか、合い見積もりでとって、こういう結果になったわけなのだから、もっと責任を持ってもらいたいというふうに思いますので、答弁をお願いします。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

最初に、消費税の関係でございますが、消費税、地方消費税の基本的性格は、最終的にその負担を消費者に転嫁することを予定している税であります。当組合の下水道事業についても、建設投資と仕入れには消費税、地方消費税が上乘せされているものでありまして、事業者は使用料に消費税、地方消費税の転嫁を円滑かつ適正に行う必要があるものであります。使用料への転嫁を行う場合でも納税の義務は免れないものでありまして、その場合には下水道事業者が消費税、地方消費税の納付税額を負担することになりますので、今後も必要な税は受益者負担の原則から転嫁する考えでございます。

次に、生活困窮者の減免ということに理解するわけでございますが、生活困窮者に対する使用料の減免につきましては、本人の申請があった時点で審査し、その内容を確認し、決定するようにしたいと存じます。いずれにいたしましても、今後諸般の事情等を勘案し、関係団体等も調査していきたいというふうに考えております。

次に、入札関係でございますが、最低制限価格制度でございますが、これにつきましては国にはない、地方自治法が認める地方公共団体固有の制度でございますが、当組合では過去に臨時指名委員会の決定により採用した経緯がございます。これらにつきましては構成市の動向等、より研究してまいりたいと考えております。なお、追跡調査、指導等はしておりません。

次に、入札の関係でございますが、今までもご答弁を申し上げてきましたが、議員の兼業禁止につきましては、指名参加願に添付されております定款等で、役員等にまず入っているかどうかにつきまして、一

定の事項につきまして調査、確認をしておりますので、兼業の禁止規定に抵触していないという判断でございます。

次に、飯盛川、大谷川の両都市下水路のユスリカ対策の関係でございますが、ユスリカ対策としましては、部分的な対策を講じたとしても、抜本的な解決を望むのは困難でございます。やはり水質悪化のものを改善しなければならないと思われま。しかしながら、両都市下水路に面した地域では、被害の程度の違いはありますが、既に影響を受けているところもござい。ますので、構成両市においても速攻性、効率性等を考慮した薬剤の散布を採用しているものと考えられるものでござい。ます。

次に、その後の公判の状況でございますが、現在全国で18団体において同様な訴訟が起こされているようですが、いずれにいたしましても当組合といたしましては、他団体の動向を見守っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再々質問を行います。

まず、下水道料金への転嫁の問題は、国との関係がありまして、そういうもののもとにおける市民への転嫁ということが強力に進められているという方向で当組合でも行っていると思われ。ます。でも、そういうことではなくて、やはり今の不況の中で、本当にみんな厳しい、こんな状況の中ではどうしたらいいかという問題を考えていかなければいけない、それこそ逆の転換の時期でもあるというふうには私は認識しておりますので、この問題を提起しているということで、今後とも検討をお願いしたいというふうに思いま。す。

また、入札の問題でございますけれども、一つには構成両市ということでもいつも逃げられてしまうのですが、40%近い低価格入札は、問題が残らないということはないと思うのです。それで、追跡調査をしていると。それは40%ぐらいでできるならば、では価格が高かったのかという逆の大きな問題、今までの問題が残ってしまうわけで、必ずどこかにしわ寄せが来ると思うのですよね。前にも言いましたけれども、川越市あたりでは、全部の業者に対して、低価格で入札をしたり、丸投げをしてはいけないと。そういうものをやる業者は処罰をするということで通達まで出しているのですよね。それぐらいにきちっと事後の対策とかをとっていかないと、今はこういう時期なので非常に問題が残ると思います。早急にそれならば両市の状況を見て、鶴ヶ島は今調査価格だと思いましたが、やっていますけれども、善処をお願いしたいというふうには思いま。す。

また、政治家の問題ですけれども、倫理条例に違反したような内容で、役員に入っている人はだれもないわけですよ。当たり前のことは調査をする必要はないと思うのですね。今のこういう世の中の倫理的にそれに抵触する内容での法律もあるわけですから、条例に違反していなくても倫理的におかしいということは何度議会で指摘しても、相変わらず自粛しないということもおかしいし、相変わらず入札に参加させて、しかも落札させていくという異常さというのは、やっぱりおかしいと思うのですよ。そういう点につきましても、役員に入っていないからいいのだけではなくて、もう常識的に考えたってだれが入っているかわかるのですから、そういう点はきちっと今後精査していただくようによろしく願いま。す。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会に早朝よりご出席をいただきまして、大変重要な案件につきまして慎重なご審議をいただき、ご議決をいただきましたことに対しまして、心からお礼を申し上げるところでございます。

最近の経済動向を見ても依然として厳しい状況下ではございますが、下水道組合の事業につきましては、市民生活と密着した大変重要な事業でございます。今後とも議員各位には、大所高所より議会運営につきまして格段のご協力をお願いいたすとともに、健康には十分注意されまして、両市の進展のためご尽力くださるよう心からお願いをいたしまして、甚だ簡単ではありますが、閉会のごあいさつといたします。



◎管理者のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 管理者からごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げますさせていただきます。

本日は、平成14年第1回の定例会に当たりまして、早朝から大変長時間にわたりまして、ご提案申し上げました件につき慎重ご審議を賜り、いずれも原案可決という大変ありがたいご決定を賜りました。厚く御礼を申し上げるところでございます。

なお、ご審議の過程の中において、あるいはまたご質問の中におきまして、それぞれ議員各位から貴重なご示唆、ご提言を賜ったわけでありまして。私ども議会の意を最大限に尊重させていただきまして、これからも事務事業の執行に当たりまして、万全の体制で臨んでまいり所存でございますので、どうぞ議員各位の変わらざるご指導とご支援、心からお願いを申し上げる次第でございます。

陽気は、大変暖かくなってまいりましたけれども、三寒四温、まだまだ朝晩冷え込むときもございます。まだまだ両市3月議会が開催中でございますので、十分ご自愛いただきまして、今後ともそれぞれの地域における議員活動としてのご活躍を心からご祈念申し上げますとともに、本組合に対しましてのご支援、重ねてお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午後 2時08分)

○議長(高沢良夫君) これをもって平成14年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

どうもありがとうございました。